3月定例議会

老人福祉センター基金条例の制定

昭和61年度一般会計・特別会計予算可決

三月定例議会が、三月十一日から十日間の会期で開かれ昭和六十一年度一般会計予算や、五つの特別会計予算の議決をはじめ、老人福祉センター基金条例、コミュニティセンター条例の制定及び農業委員会定数条例、手数料条例、国保条例の改正など三十五議案について審議し、原案どうり可決承認されました。

また一般質問は会期の初日十一日に行われ、十人の議員が新年度の財政計画、行政改革、国費の削減状況、保育園バス利用、暗渠排水事業、街路事業や公共事業計画、新年度事業計画などについて、村執行部の考えを質しました。

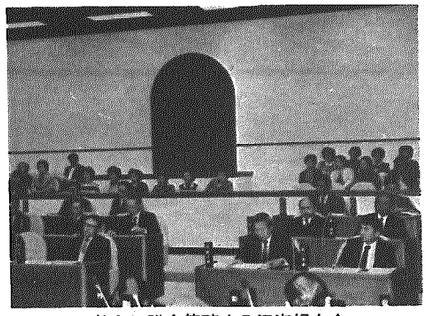

熱心に議会傍聴する沢海婦人会

おもな議案

■昭和六十一年度一般会計予算（四、五頁に別掲）

■昭和六十一年度特別会計予算

○国民健康保険会計予算
　四億一、三二七万八千円

○農業共済事業会計予算
　一億四、六五七万八千円

○水道事業会計予算
　一億四九五万一千円

○下水道事業会計予算
　三億八、八〇〇万円

○老人保健会計
　三億三、二〇一万七千円

■手数料条例の改正
窓口業務の住民票、印鑑証明などの手数料が一通二百円に改正されたもの。

■税条例の改正
徴税の督促手数料を百円に改正する外、木材取引税を削除したもの。

■督促手数料及び延滞金徴収条例の改正
税徴収以外の徴収の督促手数料を百円に改正したもの。

■国民健康保健条例の改正
助産費助成を十三万円に改正したもの。

■廃棄物処理及び清掃条例の改正
○常時一日平均十キログラム以上二十キログラム未満のごみの排出する事業者で収集運搬委託するもの月額四千円等の改正。

■健康診査負担金条例の制定
○精密診査（区切り診査対象者を除く）　五百円
○胃がん検診　五百円
○子宮がん検診　四百円

■農業用機械施設設置及び管理並びに利用条例の改正
○トラクター
　一アワメーター　一千円
○ヘーベーラー
　十アール　二百円
○ヘーメーカー
　十アール　六百円
○深耕ロータリー
　十アール　二千四百円

■老人福祉センター基金条例の制定

老人福祉センターの建設準備基金として八千万円を限度として積みたてるもの。（61年度予算では一千万円を計上）

■農業委員の選挙による委員の定数条例の改正
○選挙で選出する委員の数を十九人を十五人に改めるもの。

■コミュニティセンター条例の制定
○小杉地区等で建設されたコミュニティセンターの管理に必要な事項を定めたもので名称は小杉地区コミュニティセンター。管理は教育委員会で使用料は無料などを定めている。

■一般会計補正予算
歳入予算に二千八百十九万円を追加、四千四百四万九千円を減額し、歳出予算に三千七百二十五万四千円を追加、五千三百十一万三千円を減額して、総額十九億六千三百二万八千円としたもの。

○おもな追加事業は
小規模排水事業負担金四百八十六万五千円。土地総合整備事業負担金百二十三万三千円。湛水防除事業負担金四百八万五千円等。

県知事選挙

4月20日が投票日

―みんなそろって投票しましょう―

四月二十日は、新潟県知事選挙の投票日です。

明るく住みよい新潟県を築くための県政をまかせる人を選ぶ重要な選挙です。棄権することなく、それぞれの良識と判断によって、みんなで投票しましょう。

◎**投票できる人**（有権者）
次の年齢及び居住要件を満たす方は、名簿に登録され投票することができます。

◎**年齢要件**
日本国民で満二十歳以上の方。（昭和四十一年四月二十一日以前に生まれた方）

◎**居住要件**
当該市町村に引続き三ケ月以上住所を有すること。（他の市町村から転入した方は昭和六十年十二月三十日以前に転入届をした方）

◎**県内転出者の投票**
今回の選挙は、県外へ転出した方は投票できませんが、県内に転出した方（昭和六十年十二月三十一日以降転出）であって、引続き住んでいる方は、新住所地の市町村長から居住証明書をもらって提示すれば従前の市町村で投票ができます。（詳しくは、村選挙管理委員会へお問い合わせください。電話二一一一）

◎**不在者投票の活用を**
会社や官庁等の出張、または所用等でやむを得ない理由で投票日当日投票所へ行けない場合は、不在者投票を活用ください。不在者投票のできる期間や、場所は表のとおりです。

なお、郵便不在者投票（重度身障者）の場合は、投票用紙請求期限は投票日の四日前までです。

不在者投票所	横越村役場（二階図書室）
期　間	3月31日～4月19日
時　間	午前8時30分～午後5時

◎印かんと入場券（入場券が届いている場合）を持参ください。

村政改革

行革最終答申出る

機構改革は四課制で・公共施設に使用料を

村の財政危機を救うにはどうしたらよいのかと、村から諮問された五つの項目について、一年八ケ月の長期間・三十四回にわたる審議を精力的に進めてきた村行政改革推進委員会（会長曽我広見）では、すでに昨年の八月に第一次答申を、さらに十二月には第二次答申を行っていましたが、このたび、残されていた第四項・組織・機構の簡素合理化と、第五項・健全財政の確立について審議を終えたので、結びを付けて、二月二十七日に行政改革最終答申書を村長に提出しました。

この答申書によると、この第四項の組織・機構の簡素合理化が行政改革の成否を左右する大事な項目で簡素合理化案として次の三点にまとめています。

①組織は四課程度に縮少合理化すべき。

②教育長は公民館長を兼務して、学校教育と特に社会教育との一体化により効率を高めるべき。

③職員数は、住民百人につき一人を目途とすべき。

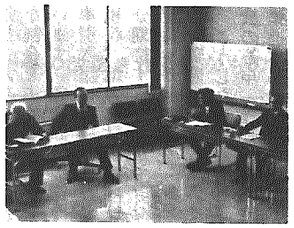

村長に最終答申をする行革委員会

としています。また、第五項の健全財政の確立は、第一次・第二次答申を実行し、前述した組織・機構の合理化を達成することによって得られると判断し、次のように集約しています。

◎歳入
①税客体の補そくと、税収納率の向上をはかるべき。
②公共施設の利用には、使用料の徴収を考えるべき。
③窓口手数料は引き上げるべき。
④都市計画税の導入をはかるべき。
その他、企業誘致、宅地造成、観光開発、地場産業の育成をあげて、税の増収をはかるべきとしています。

◎歳出
①経常経費に占める人件費比率は三十三%以内に。
②公債費比率は十五%を目途とすべき。これの実現のため起債償還の目的で、減債基金を設定すべき。
③財政調整基金の確保をはかるべき。

最後に結びとして、行政改革が達成され、財政の健全化が結実するためにとして、次の二点についてアピールしています。

村民に対しては、補助金の適正化や事務・事業等の見直しなどにより、補助金や事業等に削減や打切り及び受益者負担の導入を求めたのは、村民自治により行政改革を実現するためのもので、村民全体が行革に取り組むよう、意識転換の必要を強調しています。

行政に対しては、行政改革の中心課題は、事務・事業の見直し、行政機構の縮少などによる職員の削減ができるかが、重大な要素であると分析し、行政をあげて行政改革の理念に撤して、財政再健に努力することを要請しています。

この行政改革については、村では未曾有の事業であり、実行するには計り知れない困難があると思われる。しかし、必ずなし遂げなければならない大事業であるので、村長、議会、職員、村民全体が一致協力して、この困難な大事業をなし遂げてほしいと強く訴えてまとめられています。

健康

薬効の訓し

私の友人が昨年の暮れから、「腰痛」を起し、或る町の病院で診察を受けたら、貴方は寒さの為に体が冷えたのです。無理をしないで、仕事を休みなさいといって、薬を十日分しかも二袋もくれた。

何しろ年の暮れなので、休んでいるわけに行かず、痛さを堪え仕事をしていた。一向に治らないので、新年になって他の医者に診てもらったら、医者は二日分の薬を与えて、病気を治すことは、仕事より大事なのですよ、貴方は病気を治す努力が足りません、早速仕事を休みなさい、ときつく言い渡された。

友人がぼやくには、医者などは勝手なもので、良い薬をくれないで、自分で治す努力をせいとは手前勝手なもんだ。この話を聞いていて、患者の一方的な言い分だけで、良し悪しは言われぬが、医者の言うことは一理あるぞ、ふと頭をかすめたものは「徒然草」の一段に、「友とするには」の文章を思い出した。

「良き友に三つあり、一つには物くるゝ友、二つには医師、三つには智慧のある友」の一節である。

作者兼妙法師は、死ぬまでに「良き医師」に巡り合うことは仲々むずかしいことであると、指摘している。

これは、医学の進歩も低い時代だから、現代において論ずることはむずかしいが、医師の治療の有り方には、病気快癒の望みが掛けられていたわけである。

早川病院長早川一光は次のように、医師の薬療法について述べている。

「医者は自分の力（医師自身）で病気を治そうと思うべきでない、病人の本来もっている回復力を手助けするだけのことである。

薬が一番効くのは、病気が治りそうな時に与えることである。」と説いている。

専門家が薬の効果的な服用を教えていることは頷けるが、当の病人になってみれば、即く効用がないと不平も言いたくなるのは当然のことである。友人のぼやき、どうなだめたらよいか、今後出遭ったら早川博士の言葉を借りることにしたいと思う。（板垣）

三月定例議会で

暴力追放決議される

村では、暴力を追放して、明るい村づくりをすすめようと、議会最終日の二十日に、暴力追放決議を行いました。

暴力追放に関する決議

平和で明るく、住みよい村づくりは、横越村民の強い願いである。

したがって、暴力はその原因・理由のいかんを問わず、平和と民主主義を破壊する最大の敵である。

このような暴力を容認すれば、明るく住みよい村づくりは不可能となり、善良な村民の自由と人権が損なわれ、さらに横越村の対外的信用も失墜する。

横越村は、ここに決意を新たにして、明るく住みよい村づくりに寄与するため、村民総ぐるみで全力をあげ、良識と勇気をもって暴力犯罪の未然防止、および暴力追放の村民意識の高揚を、強く要望するものである。

昭和六十一年三月二十日　横越村